

徳島県廃棄物処理施設設置専門委員会設置要綱

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の2第3項及び第15条の2第3項の規定に基づき、生活環境の保全に関し、専門的知識を有する者（以下「委員」という。）の意見を聴取するため、徳島県廃棄物処理施設設置専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関する分野の委員で構成する。

- (1) 廃棄物の処理に関すること。
- (2) 大気質に関すること。
- (3) 騒音に関すること。
- (4) 振動に関すること。
- (5) 悪臭に関すること。
- (6) 水質に関すること。
- (7) 地下水に関すること。

2 委員は、専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱する。

（委員の任期等）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員会の運営）

第4条 委員会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選による。

3 座長は、委員会を開催し、委員会の進行に当たる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

5 委員会は、原則として非公開とする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、生活環境部環境指導課において処理するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成２９年５月１日から施行する。

２ 平成２９年５月１日に委嘱する委員の任期は、第３条第１項の規定にかかわらず、平成
３１年３月３１日までとする。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。